

大阪府指定出資法人の役員への府職員の派遣に関する意見書

令和6年 11 月

大阪府指定出資法人評価等審議会

1 はじめに

大阪府指定出資法人への人的関与については、本審議会において、令和5年12月に、今後の府の職員の状況等を踏まえ検討を行い、人的関与のあり方に関する意見書を取りまとめた。

府においては、この意見も踏まえ、令和6年3月、令和6年度末をもって人的関与ポストを廃止すること、及び廃止後の指定出資法人の役員ポストの取扱いについて、以下のとおり決定した。

＜人的関与ポスト＞

府の人的関与の必要性が認められた指定出資法人の役員ポストであり、法人の持つ公共的な使命等、役員に課せられた責務等を踏まえ、府が責任を持って府関係者（現職職員又は府OB）を推薦している。

今般、府関係者が就任することが望ましい状況に変わりはないものの、近い将来、府において、人的関与ポストを担える幹部職員の層が薄くなることに加え、定年年齢の引上げにより従来OBとなっていた職員が庁内に留まることとなり、これまでのように幅広い選択肢（府関係者）から適任者を選ん出ることが出来なくなることが見込まれるため、人的関与ポストを令和6年度末をもって廃止する。

＜人的関与ポスト廃止後の指定出資法人の役員ポストの取扱い＞

（１）府職員の派遣について

- 府の施策推進等の必要性から、人的関与ポストの廃止後においても、法人の役員に府職員の派遣を行う場合は、審議会に意見を聴く。
- 派遣している職員の引揚げを行う場合は、審議会に報告する。

（２）府職員の派遣以外の役員の選任について

- 法人が役員の選任に際して、府OBも役員候補者の選考対象に含めようとする場合は、公募手続きにより、その候補者を決定する。（法人が府OBを選考対象から除外する場合、公募手続きの義務付けはなく、選考方法は法人の判断による）
- ただし、以下の事由に該当する場合、法人は公募の手続きによらず府OBを役員候補者に決定することができる。

《公募の例外事由》

- ①公募を実施することが困難であることについて合理的な理由があり、府OBを役員に就任させる必要があるとき
- ②公募を実施したが応募がない場合で、府OBを就任させることについて、客観的に合理的な理由があるとき
- ③役員の欠員その他緊急やむを得ない事情により、府OBを暫定的に就任させるとき
- 法人が、例外規定に基づき、公募によらず府OBを選任する場合は、府と協議する。
 - ・ 例外事由①に該当する場合で、協議の結果、府が同意しようとするときは、審議会の意見を聴く。
 - ・ 例外事由②～③に該当する場合で、協議の結果、府が同意したときは、審議会に報告する。

今般、人的関与ポストが廃止される令和7年度以降、指定出資法人の役員に府職員を派遣する必要性について審議を行った。なお、審議会の開催状況については、以下のとおりである。

【審議会開催状況】

第1回（令和6年10月30日）

○指定出資法人の役員への府職員の派遣について

第2回（令和6年11月12日）

○指定出資法人の役員への府職員の派遣について

（大阪府指定出資法人の役員への府職員の派遣に関する意見書（案））

2 役員への府職員の派遣について

民間企業においては、子会社の経営管理等を目的として、親会社の社員が子会社の役員に就任することは一般的であり、府においても、府の施策推進等の観点から、必要に応じて、指定出資法人の役員に現職職員を派遣することは理解できる。

今回、府から意見を求められた6法人7ポストについて審議を行った結果、現職職員の派遣を行うことについては、一定の妥当性が認められる。

なお、今後においても、指定出資法人の役員への現職職員の派遣については、府の職員の状況等を踏まえ、柔軟に対応されたい。

※ 個別ポストごとの審議会意見については、「府職員の派遣の必要性が認められる役員一覧」を参照

府職員の派遣の必要性が認められる役員一覧

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
1	(公財) 大阪産業局 (H31.4.1)	常務理事 (常勤)	大阪の中小企業等の経営力強化や創業支援事業など、府市が連携し大阪の産業振興を推進させるため、平成31年4月より大阪市都市型産業振興センターと統合して業務を開始した法人。 府・市中小企業支援施策の推進における中核的支援機関であり、府市との政策協調を図りながら、更なる府内中小企業等への支援強化の取組み等も要することから、府職員を派遣する必要性は認められる。
2	大阪信用保証協会 (S23.10.26)	常務理事 (常勤)	中小企業施策の根幹をなす制度融資等による適正な信用保証業務を行うため、府が主体となって設立した大阪府中小企業信用保証協会と大阪市信用保証協会が統合した法人であり、信用保証制度をベースとした金融セーフティネットの維持・向上など地域金融政策を府と協調して推進することが求められる。 また、制度融資等に対する損失補償など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた損失補償金・求償権の適正管理を行う等の必要があり、府職員を派遣する必要性は認められる。
3	(公財) 西成労働福祉センター (S37.9.21)	業務執行理事 (常勤)	あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく等の必要があることから、府職員を派遣する必要性は認められる。
4	(公財) 大阪府都市整備推進センター (R2.4.1)	理事長 (常勤)	市街地の整備・開発や公共用地の有効活用など、大阪府域における秩序ある良好な市街地形成のため、令和2年4月に大阪府タウン管理財団と統合し、業務を開始した法人。 大阪府域全体のバランスをとりながら良質なまちづくりを推進し、また、関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく等の必要があることから、理事長及び常務理事に府職員を派遣する必要性が認められる。
5		常務理事 (常勤)	

6	大阪府道路公社 (S58.4.1)	理事長 (常勤)	料金体系の一元化を目指すハイウェイオーソリティー構想(都市圏高速道路等の一体的運営主体)の推進に向けて、少なくとも箕面有料道路の移管が完了するまでは、公社が道路事業者として府と一体的立場に立って関係機関と協議に参画する等の必要があるため、府職員を派遣する必要性は認められる。
7	大阪モノレール (株) (S55.12.15)	代表取締役 専務 (常勤)	府内の放射状の既存鉄道を環状方向に有機的に結び、ネットワークを強化する公共交通機関としてモノレールを整備するために、府・民間企業が共同で出資して設立した法人であり、桁、支柱、駅舎等のインフラ部は府が管理、車両や電気・通信設備等のインフラ外部は当該法人が管理するというスキームとなっている。 事業の状況としては、門真以南への延伸事業の本格化に伴い、大阪府と連携した瓜生堂車両基地整備工事や PC 軌道桁製作架設工事などの着実な推進の必要性が生じている。当該法人の事業は、府の交通政策と密接な関係を有しており、法人の課題について、府と当該法人が密接な連携のもとに対応していくこと等が求められることから、最大出資者でもある府が主体的に経営に関与していくべきであり、府職員を派遣する必要性は認められる。

大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

氏 名	職 名	備考
新生 雅則	F&Link 株式会社 公認会計士	—
上野山 達哉	大阪公立大学大学院経営学研究科・商学部 教授	会長
小沢 貴史	大阪公立大学大学院経営学研究科グローバルビジネス専攻 教授	—
川崎 ますみ	オフィス・リオ 中小企業診断士	—
村井 恵美	恵み法律事務所 弁護士	—
山口 朋子	株式会社コングレ 監査役	—
山田 美智子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員	—

（五十音順・敬称略）